

人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案

人権侵害事件の救済手続

救済の申出等

人権侵害事案等の認知

労働関係を含め、
すべての人権侵害
について、人権委
員会が対応

特別救済手続

差別助長行為

特別人権侵害

差別・差別的言動等(セクハラなど)・虐待

※ 報道被害

特別調査

(出頭要求・質問、物件の提出要求及び立入検査)
(拒否すると30万円以下の過料)

調停・仲裁

勧告・公表

差止請求訴訟

資料提供

訴訟参加

一般救済手続

一般人権侵害

一般調査

(関係行政機関への照会など)

- ・ 被害者に対する助言、紹介、あっせんその他の援助
- ・ 加害者に対する説示、啓発その他の指導
- ・ 被害者と加害者との関係の調整
- ・ 関係行政機関に対する通告
- ・ 告発
- ・ 人権侵害による被害の救済又は予防について実効的な処置を執ることができる者に対する必要な処置を執ることの要請

報道被害」については、報道機関等による自主的取組にゆだねる。